

(1) 簡易水道の料金 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

	基本水量	基本料金	追加料金	10 m ³ 使用 計算
早来地区簡易水道	8 m ³	2,340 円	270 円	2,880 円
追分本町地区簡易水道	8 m ³	1,910 円	216 円	2,340 円
明春辺地区簡易水道	8 m ³	1,910 円	216 円	2,340 円

※用途が「家庭用」口径 13 mm の水道メーターの場合で、税込み額

(2) 飲雑用水道の料金 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

	基本水量	基本料金	追加料金	100 m ³ 使用 計算
追分地区飲雑用水道	なし	なし	150 円	15,000 円
早来地区雑用水道	70 m ³	6,300 円	90 円	9,000 円



が、平成 28 年度に「簡易水道」から「上水道」に移行した後は、料金の統一が必要になります。

安平町の水道料金体系

他市町村から安平町に転入された方は、「安平町の水道料金は高い」と驚かれます。水道事業は地方公営企業として、「独立採算」が求められ、水道料金もそれぞれの市町村の会計状況などで独自に決められています。

安平町の水道も地区ごとで料金体系が異なっています

簡易水道の財政状況

簡易水道の財政状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
営業収益 a	175,510 円	173,106 円
営業費用 b	262,711 円	264,655 円
(営業費用の内減価償却額)	133,529 円	135,798 円
営業損失金額 c=a-b	87,201 円	91,549 円
営業外収益 d	28,975 円	30,286 円
営業外費用 e	36,862 円	35,398 円
経常損失金額 f=c+(d-e)	95,088 円	96,661 円
特別損失		65 円
当年度純損失金額	95,088 円	96,726 円
当年度未処理欠損金	95,088 円	191,814 円

安平町の簡易水道事業は、平成 24 年度から地方公営企業法の財務会計を任意適用しています。他の会計で行っている「官公庁会計」から「地方公営企業会計」に移行していますが、平成 24、25 年度の決算における損益計算の概要は左表のとおりです。

安平町の水道事業は、「利益」を出すことなく「損失」での事業経営となっています。損失額は、減価償却費より少額であることから、現金支出がある訳ではありませんが、本来は「内部留保金」となる将来に備えるべき資金が不足しています。

今回は、地区別の水道整備事業の概要についてお知らせします。

水道整備に要する事業費は、「安平町町民参画推進条例」第 6 条第 1 項第 4 号に規定する「大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更」に該当するもので、広報を活用し町民の皆さんに事業の概要を説明した後、住民意見募集の実施について、お知らせする予定です。